

# 不正行為に対する処分について

2016年1月23日政治経済学部教授会承認事項

## 期末試験における不正行為に対する処分基準

### 1. 仮処分

不正行為の報告を試験監督責任者から受けた試験委員は、当該学生と面談し不正行為が明らかになった場合、次の三点を仮処分として伝える。

- (1) 当該学期の全履修科目は無効となる。
- (2) 停学処分に相当するので、翌日からの登校を禁止する。したがって、当該科目以降の試験を受験することはできない。
- (3) 正式な処分内容は政治経済学部教授会（以下「教授会」とする）の審議・決定によるため、大学から連絡があるまで自宅で謹慎する。

### 2. 教授会による処分決定

教授会は、学部長からの報告を受け、次の基準を基本として処分を行う。

#### (1) 処分内容

##### ①不正行為

- ア. 当該学期に履修した全科目の無効
- イ. 有期停学（3ヶ月以上）

##### ②代人受験

- ア. 当該学期に履修した全科目の無効
- イ. 無期停学

#### (2) 成績評価

- ①当該学期に履修した全科目（通年科目を除く）の評価を「T」（未受験）とする。
- ②通年科目については、当該学期分のみ無効とし、最終成績判断は成績担当教員の判断に委ねる。

以 上

## 剽窃（盗用）行為に対する方針

レポートや論文を作成する際に、他人の文章（Web ページ、書籍・雑誌、論文など）をそのまま引用したり、一部だけを変えて自分の文章であるかのように見せかけたりすることを剽窃（盗用）<sup>ひょうせつ</sup>といいます。その行為は他人の業績を無断借用するもので、学問のルールに反するだけでなく、他人の著作権を侵害する犯罪行為です。

定期試験に代えて提出が求められるレポートや論文の場合には、剽窃をおこなった者はもちろん、剽窃を助ける行為（レポートのひな形を作って他の学生に見せるなど）をおこなった者は、定期試験での不正行為（カンニング）と同じ処罰（当該科目を含めた全登録科目の不合格、及び停学処分）の対象とします。

### 剽窃（盗用）行為の事例

以下の行為、これに類似した行為、及びこれを助ける行為は剽窃（盗用）とされます。

1. Web サイトや活字媒体（書籍・雑誌・新聞等）に掲載されている他人の文章（無署名のものを含む）や資料等を、出典を示さずにそのまま使う。
2. 他人が書いたレポート等をそのまま借用する。
3. 上記 1．2 の文章の、前後関係や語句を若干変更しただけでレポートや論文作成をおこなう。
4. 引用した部分を示さず、レポートや論文の最後に「〇〇参照」などと簡単に触れるにとどめる。

すなわち、他人が作成した文章をあたかも自分が作成したかのように見せかける行為は剽窃（盗用）に該当します。安易な「コピー アンド ペースト」は剽窃（盗用）行為の可能性が発生するので十分に注意してください。

以 上